

# 第1次

## 小清水町地域福祉計画

令和3年3月  
小清水町

# 目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の位置付け .....	2
3. 計画の対象者 .....	6
4. 計画の期間.....	6
第2章 小清水町の状況.....	7
1. 基礎データ .....	7
2. アンケートから把握できる住民意識.....	10
3. 地域福祉を巡る状況や課題（審議会及び市内アンケート等より） .....	16
第3章 計画の内容 .....	18
1. 基本理念 .....	18
2. 基本目標 .....	18
3. 施策の体系.....	19
4. 施策内容 .....	20
(1) 一人ひとりの困りごと・ニーズに気づくためのつながりづくり【気づく】 .....	20
(2) 多様な主体で地域の課題を認識し対応する仕組みづくり【共有する】 .....	23
(3) 住民の課題解決に向けたサポート・選択肢の充実【解決する】 .....	25
第4章 計画の推進について.....	29
1. 推進体制 .....	29
2. 計画の進行管理・評価.....	29
参考資料 .....	30

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と目的

人口減少や少子高齢化、単身世帯の増加、社会的孤立、住民相互のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が変化する中で、人々が暮らしていく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、個人や世帯において複数の課題を抱えるなど「複合化」しています。例えば、高齢の親と無職独身や障がいがある子が同居する世帯や介護と育児に同時に直面する世帯の課題などがあげられます。これらは、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度など単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、公的支援についても、課題を対象者別ではなく世帯として捉え、複合的に支援していくことが必要とされています。

また、地域のあらゆる住民が、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、自立した生活を支援する福祉サービスや住民相互の支え合いが重要となっています。

国の社会福祉法においては、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げており、地域住民や社会福祉事業者などが相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとされています。こうした地域福祉推進のための方策として、同法第107条において市町村地域福祉計画の策定が規定されています。

これまで本町では、地域医療の確保と充実、子育て・高齢者支援施策の充実による町民の幸福度向上及び地域住民同士が互いに支え合う「地域の絆」を再生し、地域コミュニティの活性化を図る「福祉でまちづくり」の取組を進めてきました。

こうした取組をさらに推し進め、新たな課題に対応していくため、地域における今後の福祉コミュニティづくりの方針、方向性を示す計画として「小清水町地域福祉計画」を策定します。

## 2. 計画の位置付け

### (1) 計画の法的根拠

この計画は、社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するための行動計画であり、同法第107条に規定された「市町村福祉計画」です。

#### ※社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）（抜粋）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

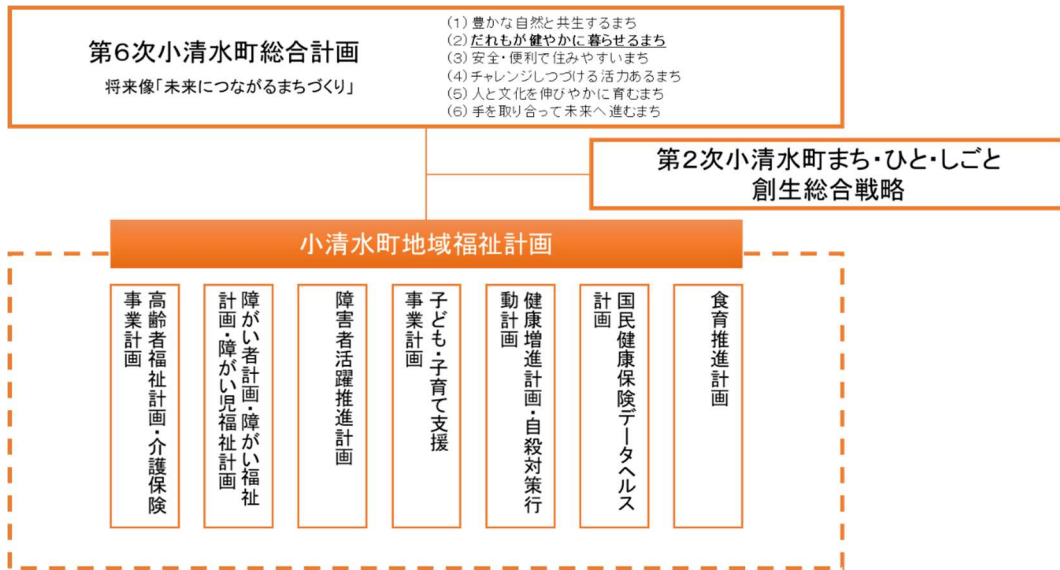
なお、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき策定する「成年後見制度利用促進基本計画」および再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を包含したものであり、それぞれの法の趣旨を踏まえつつ一体的に推進していきます。

### (2) 関連する計画との関係

本計画は、本町の施策の基本的な方向性を示す最上位計画である「第6次小清水町総合計画」に基づき、6つの基本目標「豊かな自然と共生するまち」「だれもが健やかに暮らせるまち」「安心・便利で住みやすいまち」「チャレンジしつづける活力あるまち」「人と文化を伸びやかに育むまち」「手を取り合って未来へ進むまち」を実現するため、地域福祉分野に関する取組について優先的に取り組む内容や重点的な施策について明らかにするものです。

本町では、高齢者、障がい者、子どもなど対象ごとに個別計画を策定し、各種施策を推進しています。本計画は、他の個別計画を総合的・横断的に推進するための「上位計画」として位置付けられます。

図表 1 小清水町地域福祉計画の位置付け



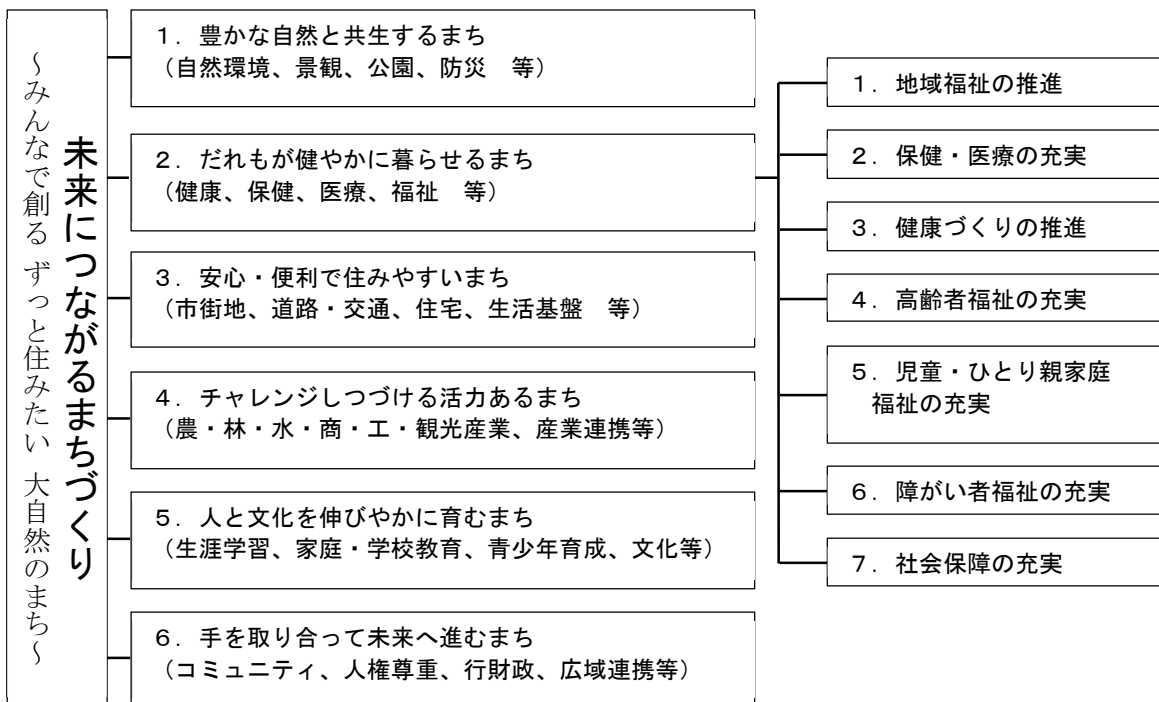
## <参考>既存の主な計画について

### (1) 小清水町総合計画

まちづくりを進めるための指針となる「小清水町総合計画」では、次なる10年の将来像を「未来につながるまちづくり ～みんなで創る ずっと住みたい 大自然のまち～」としており、将来像の実現に向けて6つの基本目標を掲げています（図表2）。

基本目標のうち、特に地域福祉分野と関連が深い項目として「2. だれもが健やかに暮らせるまち」があります。その中で、「地域福祉の推進」「保健・医療の充実」「健康づくりの推進」「高齢者福祉の充実」「児童・ひとり親家庭福祉の充実」「障がい者福祉の充実」「社会保障の充実」の7つの取組が示されています。

図表2 小清水町総合計画の体系



### (2) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者の健康増進及び福祉ニーズ、介護保険サービスの事業量等を明らかにし、高齢者に対するサービスの供給体制を計画的、効率的に整備し事業を展開するための計画です。

本町では、「いつまでも安心して地域で暮らせる支え合いのまちづくり」を目指し、「高齢者が健康で生きがいのある生活を営めるまちづくり」「住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり」「地域における支え合いのまちづくり」を進めています。

### **(3) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画**

「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援し、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の仕組みづくりを進めるための基本的な考え方と具体的施策を示す計画です。

障がいのある人も障がいのない人も共に支え合い、住み慣れた地域ですべての人が自分らしく暮らしていくため、本町では「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の理念の下、「理解と交流の拡大」「生活支援の充実」「教育と早期療育の推進」「雇用と就労の充実」「生活環境の整備」を重点的な施策としています。

### **(4) 子ども・子育て支援事業計画**

「子ども・子育て支援事業計画」は、少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化を鑑み、子ども及び子育て家庭に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す計画です。

本町では、「一人じゃないよ みんなで支える 楽しい子育て」を基本理念として、「多様化するニーズに応えます」「妊娠・出産・子育てで切れ目のない支援を目指します」「子どもの視点に立った支援を推進します」を基本的な考え方として取組を進めています。

### 3. 計画の対象者

本計画の対象者は、生活に支援を必要とする高齢者や障がい者、またその家族、子育て中の方などはもちろんのこと、年齢、性別、国籍などに関わりなく本町に住むすべての人が対象となります。

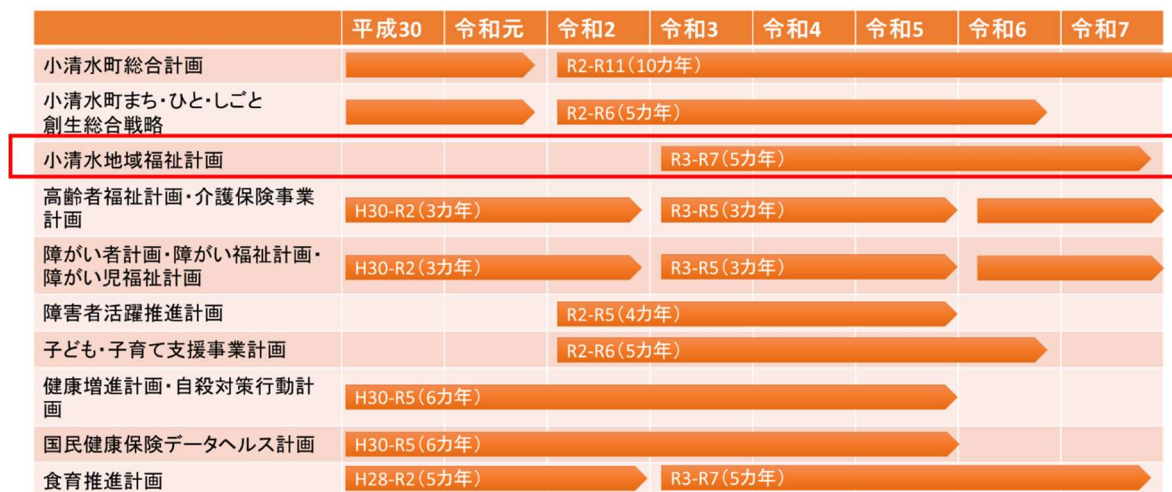
計画を進める上での担い手について、本計画では以下の4つに分けて役割を検討します。

住民	小清水町に住む住民。
関係機関	本計画では、社会福祉協議会や医療・福祉関係事業者、民生・児童委員など指す。地域福祉を推進する上で専門的な役割を担う。
民間企業等	一般企業や商店、農業協同組合、ボランティアグループなど地域福祉に直接関わらないが、地域で生活する上で重要な役割を担う事業者・団体。
行政	地域福祉を推進する上での計画づくりや福祉の相談の窓口を担い、住民・関係機関・民間企業等を結びながら地域福祉を推進する。

### 4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

図表3 小清水町地域福祉計画の計画期間



## 第2章 小清水町の状況

### 1. 基礎データ

#### (1) 人口

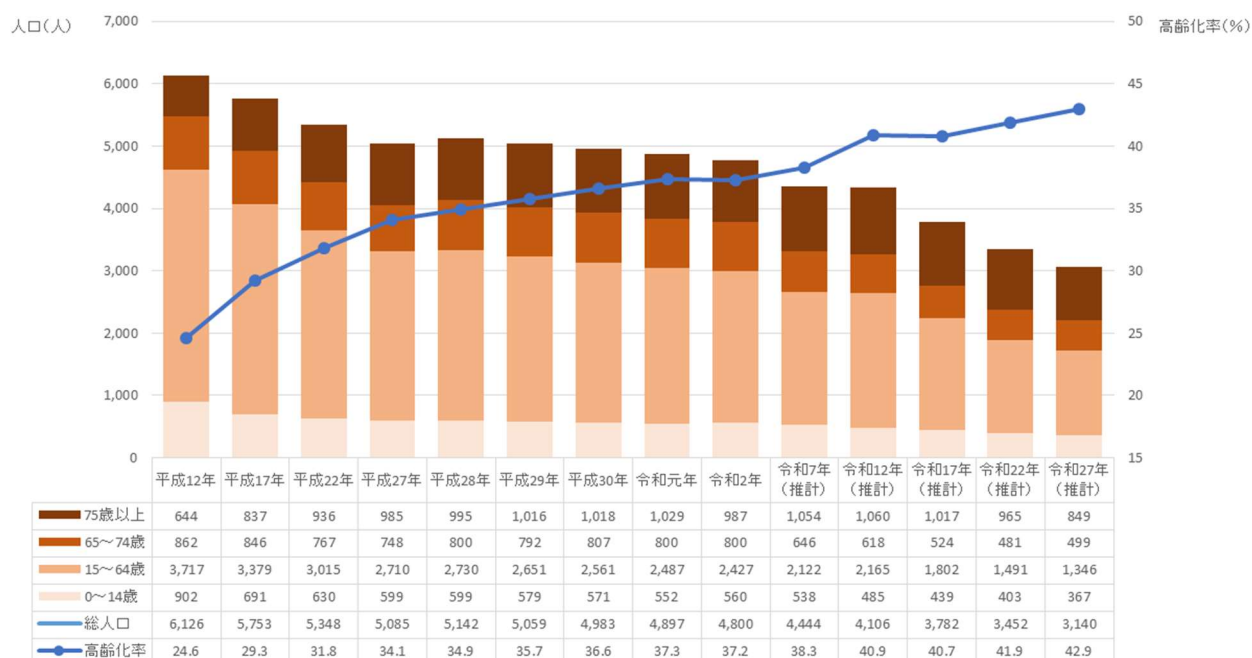
本町の人口は令和2年（2020年）1月時点で4,800人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、25年後の令和27年（2045年）には3,140人まで減少すると見込まれています（図表4）。

年代別にみると、令和2年（2020年）時点で560人である「0～14歳」の人口は、令和27年（2045年）には367人まで減少します。高齢者においても、65～74歳の前期高齢者数は減少傾向となります。令和2年（2020年）時点で800人である「65～74歳」の人口は、令和27年（2045年）には499人まで減少します。

75歳以上の後期高齢者数は、10年後の令和12年（2030年）までは増加しますが、それ以降は減少する見込みです。

総人口に対する65歳以上の割合（高齢化率）は、今後も高くなっていき、令和2年（2020年）時点で37.2%の高齢化率は、令和27年（2045年）には42.9%になる見込みです。

図表4 小清水町の人口の推移及び推計人口



出典：平成12～27年人口…「国勢調査」（総務省）より

平成28～令和2年人口…「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（総務省）より

令和7年以降の推計人口…「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

（国立社会保障・人口問題研究所）より

## (2) 高齢者

高齢化率の上昇に伴い、本町では65歳以上の方のいる世帯数、世帯割合ともに増加傾向にあります(図表5)。さらに「65歳以上の方のいる世帯」をみると、単身世帯の割合が徐々に増えてきており、平成27年(2015年)時点の24.5%から令和2年(2020年)時点では35.1%と大きく割合が増加しています。今後も高齢者の単身世帯の割合は高くなっていくことが想定されます。

図表5 小清水町の高齢者の世帯数

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	2,142	2,136	2,065	2,033	2,078
65歳以上の方のいる世帯(A)	988	1,059	1,113	1,113	1,218
総世帯に占める割合	46.1%	49.6%	53.9%	54.7%	58.6%
うち夫婦のみの世帯(B)	264	386	379	317	409
(B)／(A)	26.7%	36.4%	34.1%	28.5%	33.6%
うち単身世帯(C)	180	214	241	273	428
(C)／(A)	18.2%	20.2%	21.7%	24.5%	35.1%

出典：「国勢調査」(総務省)より

## (3) 障がい者

本町における令和2年(2020年)3月末現在の障がい者数は、身体障がい者数が291人であり、人口4,800人に対する割合は6.1%となっています(図表6)。知的障がい者数は59人であり、人口に対する割合は1.2%となっています。精神障がい者数は32人であり、人口に対する割合は0.7%となっています。障がい者数については、ほぼ横ばいで推移しています。

図表6 小清水町における障がい者数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障害者手帳交付者数	325	314	308	310	291
うち18歳未満	2	2	2	2	3
うち18歳以上	323	312	306	308	288
知的障害者療育手帳交付者数	53	53	53	56	59
うち18歳未満	15	18	17	18	18
うち18歳以上	38	35	36	38	41
精神障害者保健福祉手帳	25	28	28	30	32

出典：「小清水町障がい者計画」(小清水町)より

#### (4) 出生

本町における平成 25 年(2013 年)～平成 29 年(2017 年)の合計特殊出生率は 1.66 と、全国の 1.43、北海道の 1.30 と比べて高くなっています(図表 7)。また、周辺市町村と比べても高くなっています。

図表 7 小清水町の合計特殊出生率

	平成 15～ 19 年	平成 20～ 24 年	平成 25～ 29 年
小清水町	1.49	1.54	1.66
(参考)			
網走市	1.40	1.51	1.47
斜里町	1.49	1.64	1.60
清里町	1.42	1.58	1.54
大空町	1.68	1.71	1.60
北海道	1.19	1.25	1.30
全 国	1.31	1.38	1.43

出典：「人口動態保健所・市区町村別統計」(厚生労働省)より

## 2. アンケートから把握できる住民意識

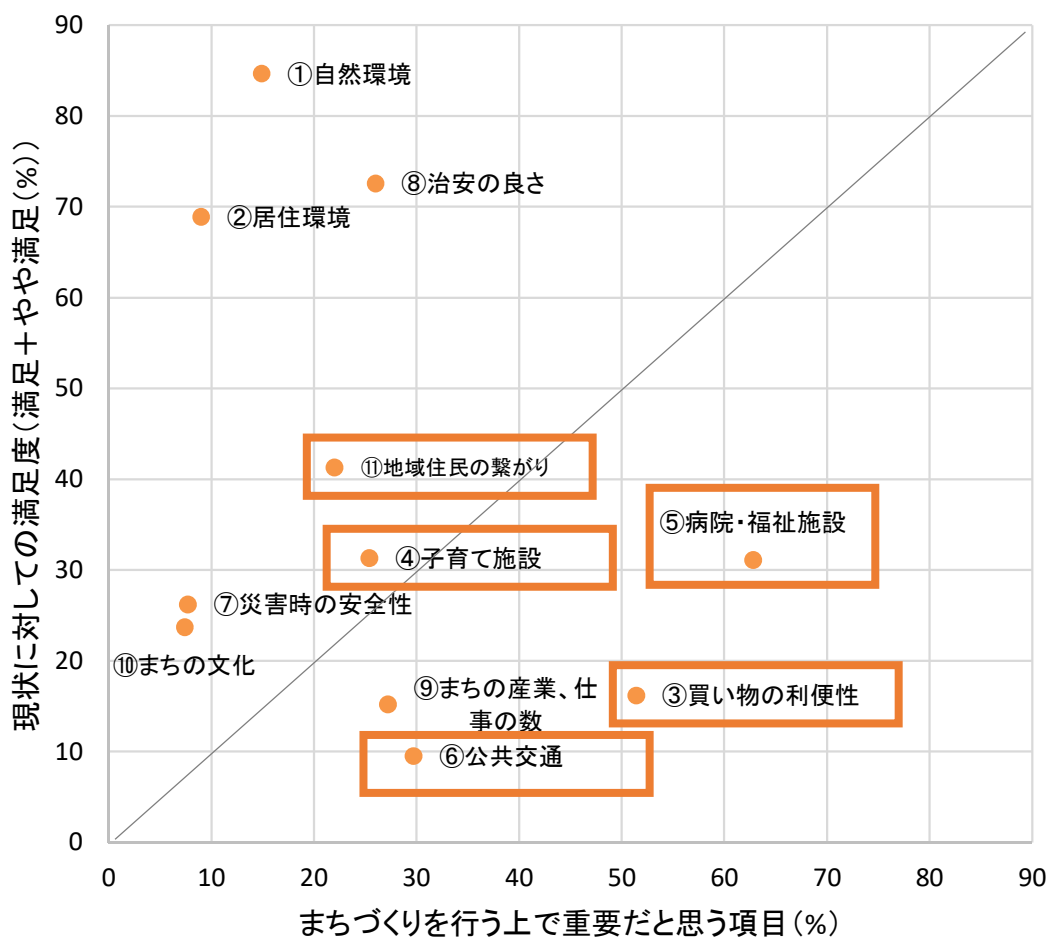
### (1) 福祉に関わる重要度・満足度

令和元年（2019年）に「小清水町のまちづくりに関するアンケート調査」が実施され、小清水町の現状の満足度及びまちづくりを行う上で重要だと思う項目についてたずねていきます（図表8）。

福祉分野に関連が深い項目としては、「病院・福祉施設」「子育て施設」「買い物の利便性」「公共交通」「地域住民の繋がり」などがあり、福祉分野に関連が深い項目の中で満足度が低くなっているのは「公共交通」「買い物の利便性」です。「病院・福祉施設」「地域住民の繋がり」「子育て施設」の満足度は中位となっています。

まちづくりを行う上で重要だと思う項目としては、「買い物の利便性」「病院・福祉施設」などの項目が高くなっています。

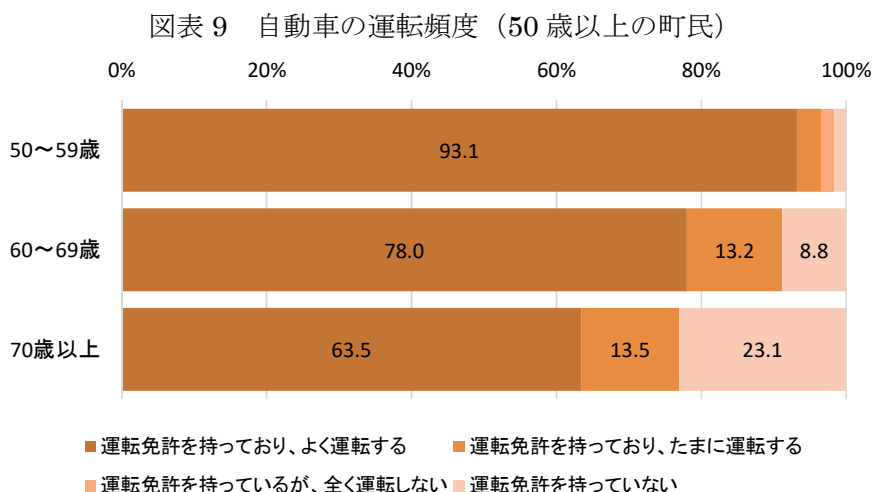
図表8 小清水町の現状の満足度及びまちづくりを行う上での重要度



出典：「小清水町のまちづくりに関するアンケート調査」（2019年10月、小清水町）より

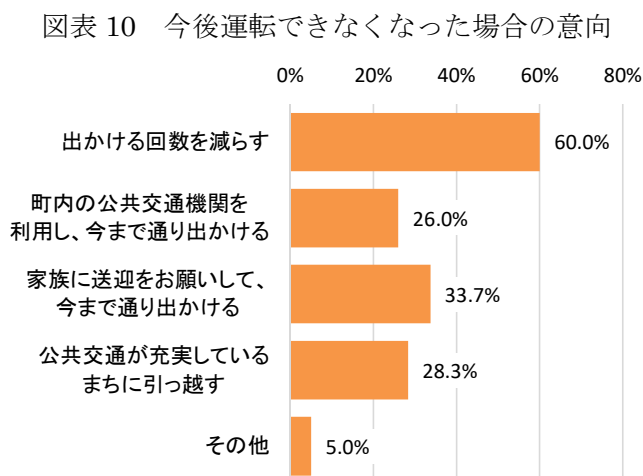
## (2) 交通手段に関する現状と今後の意向

「小清水町のまちづくりに関するアンケート調査」によると、ほとんどの住民は「自家用車」で移動しています。自動車の運転頻度でも50～59歳で93.1%が「運転免許を持っており、よく運転する」と回答しています（図表9）。70歳以上では、運転免許証の自主返納の広がりもあり「よく運転する」の回答割合は低くなりますが、63.5%の人が「運転免許を持っており、よく運転する」と回答しています。



出典：「小清水町のまちづくりに関するアンケート調査」（2019年10月、小清水町）より

今後、年齢が高くなり運転できなくなった場合の対応では、「出かける回数を減らす」の回答割合が60.0%と最も高くなっており（図表10）、高齢者の家の中での閉じこもりが懸念されます。また、地域で暮らし続けるという視点からみた場合、「公共交通が充実しているまちに引っ越す」の回答が約3割ある点に留意する必要があります。

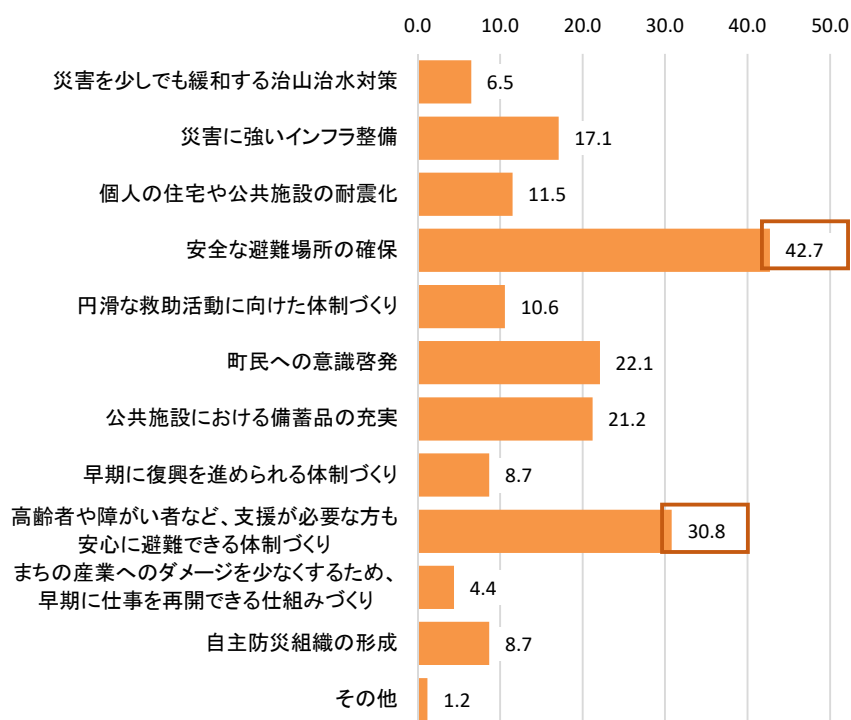


出典：「小清水町のまちづくりに関するアンケート調査」（2019年10月、小清水町）より

### (3) 災害に備え取り組むべき対策

行政が自然災害に備え事前に取り組むべき対策としては「安全な避難場所の確保」と「高齢者や障がい者など、支援が必要な方も安心して避難できる体制づくり」の回答割合が高くなっています（図表 11）。

図表 11 行政が自然災害に備え取り組むべき対策

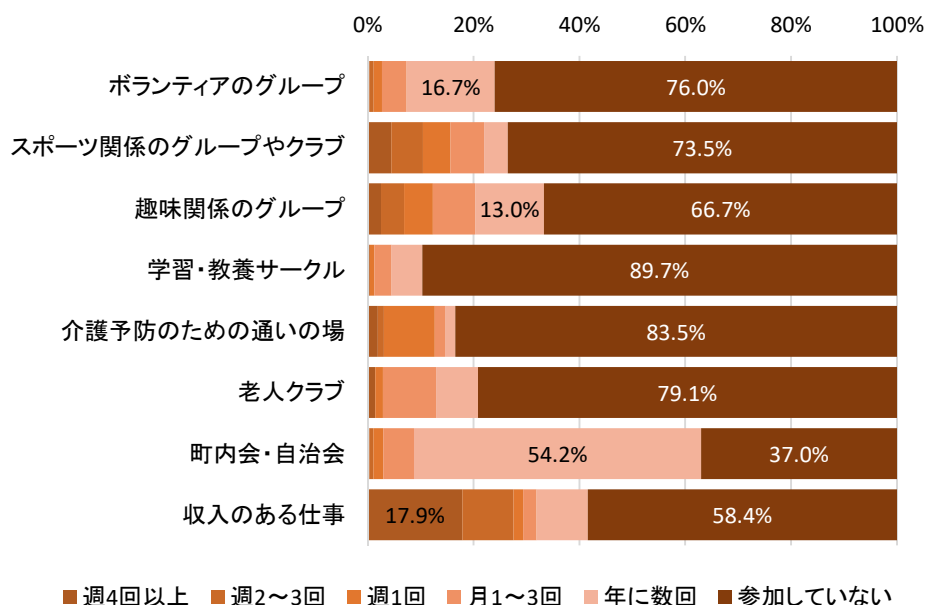


出典：「小清水町のまちづくりに関するアンケート調査」（2019年10月、小清水町）より

#### (4) 元気な高齢者の活動の様子

令和2年(2020年)に行われた「小清水町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、元気な高齢者のうち約3割が月に1度以上の「収入のある仕事」を行っています(図表12)。また、元気な高齢者の約半数は「町内会・自治会」活動に年に数回以上参加しています。その他の活動については、約7~8割が「参加していない」と回答しています。

図表12 会・グループ等の参加状況

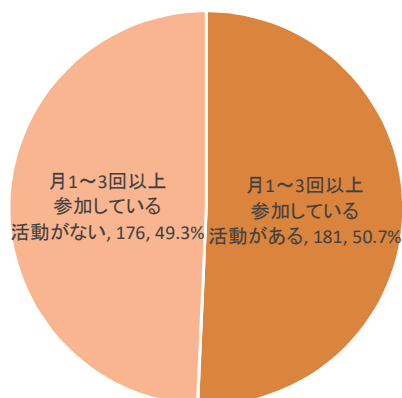


※対象は町内在住の65歳以上高齢者(要介護、要支援を除く)  
 ※各設問「無回答」を除いた割合で表記

出典:「小清水町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」(2020年6月、小清水町)より

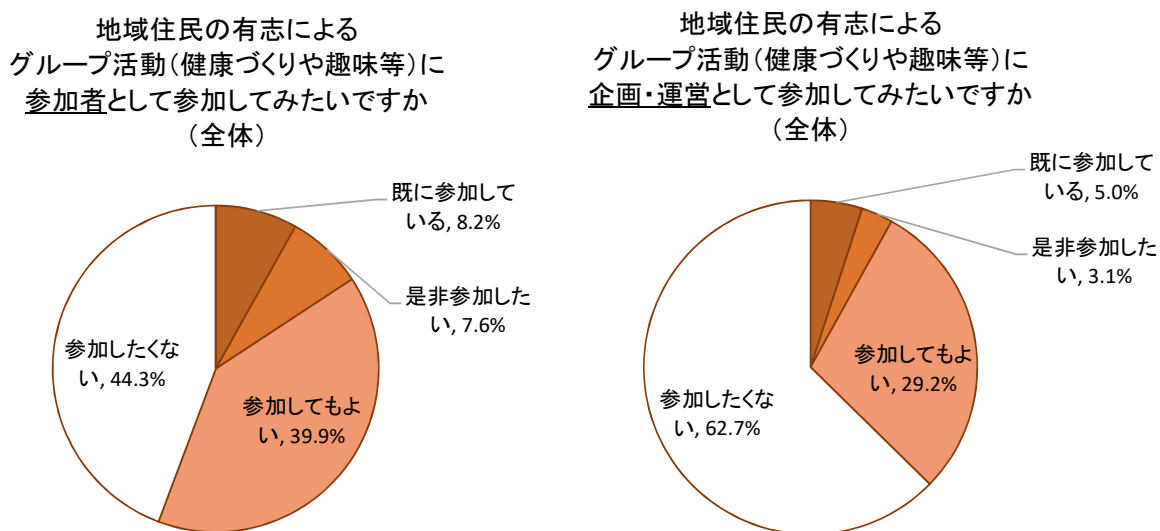
なお、上記の参加状況について「月1~3回以上参加している活動」の有無で再集計すると「月1~3回以上参加している活動がない」人が約半数となっています(図表13)。定期的に参加している活動がない人については、家での閉じこもりなどが懸念されます。

図表13 会・グループ等の参加状況



元気な高齢者のうち、グループ活動に参加者として参加している・参加したいと考えている割合は半数を超えており、またグループの企画・運営に参加している・参加したいと考えている割合も4割程度となっています（図表14）。

図表14 会・グループ等への参加意向

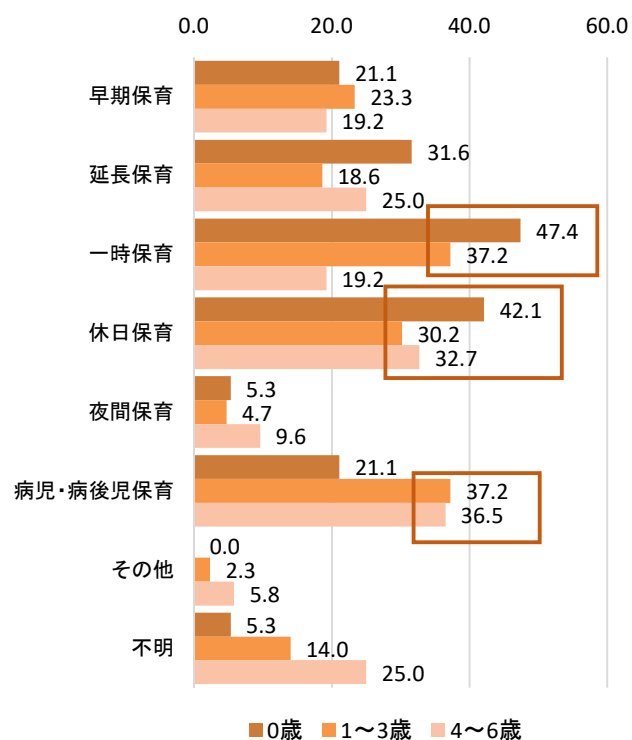


出典：「小清水町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（2020年6月、小清水町）より

## (5) 実施・充実してほしい保育サービス

平成 30 年（2018 年）に行われた「小清水町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」において、充実してほしい保育サービスについてたずねています。0 歳の子どもを持つ保護者では「一時保育」「休日保育」に対するニーズが高くなっています。1～3 歳の子どもを持つ保護者では「一時保育」「病児・病後児保育」「休日保育」、4～6 歳の子どもを持つ保護者では「病児・病後児保育」「休日保育」が高くなっています（図表 15）。

図表 15 実施・充実してほしい保育サービス



出典：「小清水町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」（2018 年 11 月、小清水町）より

### 3. 地域福祉を巡る状況や課題（審議会及び庁内アンケート等より）

本計画策定にあたり開催された「小清水町地域福祉計画審議会」及び行政内部で行った「庁内アンケート」では、下記のような課題等が出されました（図表 16）。

図表 16 「小清水町地域福祉計画審議会」及び「庁内アンケート」で出された課題

分類	内 容
関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困りごとは皆抱えているが、真の困りごとは本人が相談しにくい部分にある。どのようにアプローチするかが課題。</li> <li>・ 普段からの関係性づくりが重要である。民生児童委員や行政・関係機関の窓口だけでなく、近所づきあいや友達づきあいをしている中で困りごとに気づいたり把握できたりすることができる面もある。</li> <li>・ 自治会の行事などの機会を通じて、本人とコミュニケーションをとったり、地域内の課題等を情報交換したりすることなどは、大きな役割を担っていると思う。</li> </ul>
担い手・ 役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段階に応じて「自助」「互助」「共助」「公助」がより一層重要となる。</li> <li>・ これまで町では「SOS ネットワーク」という福祉に係る情報把握のための関係者が参加するネットワークを設置している。より身近で効果的な場にしていくためには、福祉に直接関わらない事業者の方にも参加いただけるよう広いつながりが必要と思う。</li> <li>・ 地域の中には、様々なコミュニティ活動等をしたい人がいるので、活動の立ち上げを支えつつ、利用したい人をつなぐ仕組みがあるとよい。</li> </ul>
情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ うわさ話レベルで聞いていた話が、あとで大きな問題が起こった後に「そういえば」ということはよくある。深刻化する前に情報共有することは重要だと思う。</li> <li>・ 周りの人の状況の変化を感じた時に、行政や関係機関に連絡をしてもらえるような仕組みづくりが大切だと思う。</li> <li>・ 行政や関係機関の側も、自治会など地域での活動の場に出向き、地域の情報を持つ人と情報交換できる関係づくりが大切である。</li> <li>・ 本町の課題は周辺の町でも同様の課題であると思う。どのような解決策があるのか把握しながら検討することが必要。</li> <li>・ 高齢者支援や障がい者支援、子育て支援など担当は分かれているが、問題が複雑化しているため庁内の部署を越えた連携が必要である。</li> </ul>

分類	内 容
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナの影響で家に閉じこもりがちになり、若い人も精神面で大変であるときいている。情勢によって困っている人は変わるので、地域福祉の対象者は広く捉えるべきである。</li> </ul>
高齢者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閉じこもりがちな高齢者が外出する場や役割が必要である。少しの見守りとサポート体制があると実現できるのでないか。</li> <li>・ 近所づきあいがほとんどない家（高齢者宅）との関わりをどう持つか課題である。</li> <li>・ タクシーチケットは高齢者の外出に効果があったと思う。</li> </ul>
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病気や突然の出来事などの影響で、スポット的に子どもを預けられる仕組みが必要だと思う。</li> <li>・ 免許を持たない、身近に頼れる親族がいない世帯等、子育ての中でこれまでとは異なるニーズが出てきている。</li> <li>・ 問題が深刻化する前に気軽に相談できる場所、話を聞いてもらえる場所があるとよいのではないか。学校に相談する場面ではかなり深刻な状況が多い。</li> <li>・ 小さい子どもがいる 30 代のお母さんが子育てを終えた 60 代以上の人に相談をしている場面がある。こうした多世代交流の場は重要と思う。</li> </ul>
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何らかの事情があり仕事に就けていない人の就労支援の場としてエゾモモンガが立ち上がった。対象となる人にどのようにここを利用してもらうか、どう参加してもらえるかが課題。</li> </ul>
広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役場で相談できることや社会福祉協議会や民生児童委員が何をしているのかを知らない人は多いと思う。繰り返し伝えることが必要。</li> <li>・ 相談窓口の名称も総合的に受け付けながらも、名称は分かりやすいものであることが必要。</li> </ul>

## 第3章 計画の内容

### 1. 基本理念

#### 住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり

本町は、人口 5,000 人以下の小さな町ながらも、原生花園や網走国定公園、阿寒摩周国立公園など優れた自然環境を持ち、畑作を中心として大地の恵みを活かした豊かな町です。こうした自然豊かで競争力のある農業の町において、誰もが幸せな生活を送ることができるよう、これまで地域に暮らすみなでまちづくりを進めてきました。

しかしながら、地域の人口減少や少子高齢化、単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていく上での課題は「複雑化」「複合化」しています。こうした生活する上での困りごとを一つずつ解決しながら、差別や偏見をなくし公平公正なまちづくりを行い、この豊かな町・小清水町で暮らし続けられるよう取組を進めます。

### 2. 基本目標

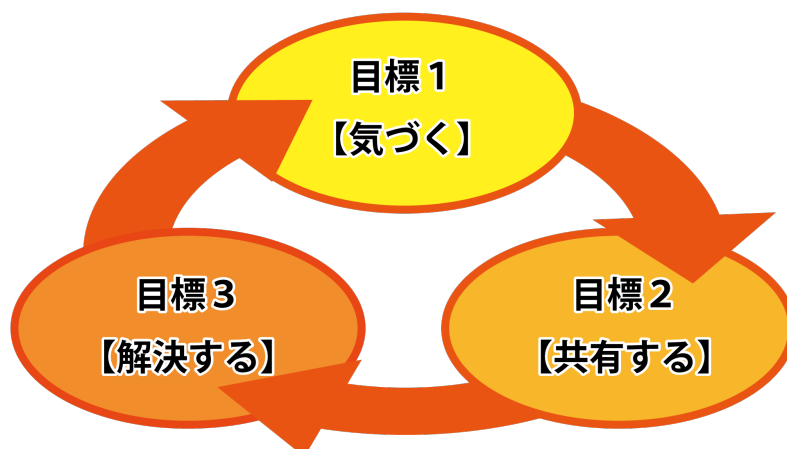
基本理念を実現するためには、地域の中で困っている人に「気づく」、気づいた点を「共有する」、そして「解決する」。この循環を何度も繰り返していくことが必要となります。

これらの取組は、行政だけで実現できるものではなく、関係機関や住民・民間企業等とともにハンディキャップなどをフォローし合いながら、取組を進めていくことが必要です。

目標 1 一人ひとりの困りごと・ニーズに気づくためのつながりづくり【気づく】

目標 2 多様な主体で地域の課題を認識し対応する仕組みづくり【共有する】

目標 3 住民の課題解決に向けたサポート・選択肢の充実【解決する】



### 3. 施策の体系

小清水町地域福祉計画の体系は下記のとおりです。具体的な取組内容については次頁以降に項目ごとに整理しています。

基本理念	基本目標	施策内容
住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり	<b>目標 1</b> 一人ひとりの困りごと・ニーズに気づくためのつながりづくり <b>【気づく】</b>	1) 地域の安心を支える見守り活動 2) 困りごとに対する理解の促進 3) 属性・世代を問わない相談窓口の設置 4) 日常的な関わりを介した住民同士の信頼関係の醸成
	<b>目標 2</b> 多様な主体で地域の課題を認識し対応する仕組みづくり <b>【共有する】</b>	1) 小さな変化を捉えられる仕組みづくり 2) 多機関の情報共有の仕組みづくり
	<b>目標 3</b> 住民の課題解決に向けたサポート・選択肢の充実 <b>【解決する】</b>	1) 予防に向けた健康づくり活動の実践 2) 就労機会の提供等による活躍の場の設置 3) 利用しやすさ・移動しやすさの確保 4) 産み育てる環境の充実 5) 災害への備え 6) 権利擁護の取組 7) 新しい課題への対応

## 4. 施策内容

### (1) 一人ひとりの困りごと・ニーズに気づくためのつながりづくり【気づく】

#### ①現状と課題

本町では、小さな町の特徴を活かし、住民同士お互いの顔が分かり支え合う地域コミュニティづくりを推進してきました。近所づきあいや活発な自治会活動が行われており、例えば、ポストに新聞が溜まっていたり、家のカーテンが開かない日が続くといった生活のちょっとした異変に気付いて対応しようとする、住民同士での見守りの関係ができています。

また、自治会、民生・児童委員、ボランティアグループと行政が連携して小地域ネットワーク形成を図り、福祉活動を合理的に展開するため新しい地域福祉体制の確立を図ってきました。現在は、民生児童委員の訪問や町内会での見守り活動などの取組により、住民一人ひとりの生活する上での困りごとの早期発見を進めています。

しかしながら、本町においても世代替わりによる隣近所との関わりの希薄化などにより、これまでとは異なる困りごとやニーズが現れてくることが見込まれ、それらに気づきづらくなることが懸念されます。

さらに、把握される課題も複雑化しています。これまでのように高齢者、障がい者、子どもなど対象別に捉えるだけでなく、複合的で多様な課題があることを理解し、生活する上での困窮、健康上の課題、引きこもりなど幅広く捉えることが求められます。

こうした状況を踏まえ、住民・関係機関・民間企業等・行政それぞれが一人ひとりの困りごと・ニーズに気づく意識を持つ必要があります。

住民は、地縁によるつながりに加え、趣味やサークル、さまざまなイベントなどをきっかけに、住民同士の関係づくりに積極的に参加することが求められます。関係機関や民間企業等は、それぞれの業務や取組の中で、住民の困りごとを把握する意識を持つ必要があります。行政は、住民の生活する上での困りごとを受け付ける「総合相談窓口」をより幅広く周知し、効果的に活用できるようにしていく必要があります。

#### ②目指す姿

- 1) 困りごとを抱える人に気づく意識を住民・民間企業等が持っている
- 2) 抱えている困りごとが深刻化する前に、住民が気軽に相談できる場がある
- 3) 気軽に相談できる場について広く住民・民間企業等が把握している

### ③施策の方向性

#### 1) 地域の安心を支える見守り活動

住民の状況の変化や困りごとを早期に発見するため、これまで行ってきた民生児童委員の訪問や町内会での見守り活動を引き続き実施していきます。

本当に相談しにくい困りごとは内に秘めやすいことを住民、関係機関、民間企業等、行政それぞれが理解しつつ、支援が必要な人への見守り活動や積極的な働きかけで情報や支援を届けるアウトリーチの取組ができる環境づくりを進めながら、困りごとの早期発見に努めます。

##### <主な取組>

- ・関係機関、民生・児童委員と行政が連携した活動の実施
- ・民間企業等との連携協定による見守り事業の推進
- ・町内の人が集まる場所（飲食店や温泉施設、運動施設等）での声掛け活動の実施
- ・関係機関や行政によるアウトリーチ活動の推進
- ・障がいや生活習慣病等の早期発見のための健診機会の確保

#### 2) 困りごとに対する理解の促進

相手がなぜ困っているのかを理解するためには、その人の背景や課題を理解することが重要です。例えば、対人コミュニケーションを苦手とする人と関わりを持つ場面で留意すべき点や、引きこもり状態にある人が置かれている心理状態など、知識を持って接することでよりよい関係づくりにつながると考えます。また、その人に必要な支援を提供することにつながるかもしれません。

広報活動や講演会などのイベントを通じて、困りごとを抱える人に対して住民が理解を深める機会を設けていきます。

また、これまで地域住民にとって馴染みが薄かった再犯防止、あるいは犯罪をした者等の社会復帰支援の重要性について理解を促進する機会を設けます。

##### <主な取組>

- ・理解を促進する機会の創出（交流機会の拡大、講演会等の実施など）
- ・パンフレットや広報を通じた困りごとに関する情報提供
- ・保護司など民間協力者と連携した「社会を明るくする運動」等の実施

### 3) 属性・世代を問わない相談窓口の設置

地域における福祉課題は複雑化・複合化しています。これまで本町では、役場内に「総合相談窓口」を設置し、高齢者・障がい者等の区別なく総合的な相談支援体制を整備してきました。

今後は、高齢者、障がい者、子どもの他にも生活困窮者や生きづらさを感じている全ての人に寄り添いながら、さらに相談しやすくするよう工夫していきます。

#### <主な取組>

- ・ 相談窓口に関する効果的な情報発信・周知活動の実施
- ・ 子育て世代包括支援センターの設置
- ・ 斜里地域子ども通園センターの取組実施
- ・ 障がい者の相談体制の充実

### 4) 日常的な関わりを介した住民同士の信頼関係の醸成

円滑な見守り活動や住民が気軽に相談できるかについては、機会の提供以上に、困りごとを抱えている人と相談に乗る人の中にある関係性が非常に重要であると考えます。お互いに信頼関係があり良好な関係性を築くことが地域福祉の基盤になります。

これまでは、住民間の関係性として地縁が大きな位置付けを占めていました。地縁も大切にしながらも、今後は趣味や活動を通じた新たなつながりから生まれた関係性も活かしつつ、住民同士のつながりをより強くしていきたいと考えます。

そのためには、住民主体による集いの場やイベント・活動などを通じて、新たなつながりを作りやすい環境づくりを実現していきたいと考えます。

#### <主な取組>

- ・ 自治会での活動、世代間交流、ボランティア活動等のまちづくり活動の促進
- ・ スポーツ・レクリエーション及び文化活動の実施
- ・ 地域の集いの場やサロンスペースを活かした話をできる居場所づくり

## (2) 多様な主体で地域の課題を認識し対応する仕組みづくり【共有する】

### ①現状と課題

地域の中で困りごとを抱えている人がいることを把握した後に、行政や関係機関では困りごとを抱えている人に対してどう対応するか検討することになります。

現在、本町では、高齢者支援に関わる「地域ケア会議」や障がい者支援の「自立支援協議会」、子どもや高齢者等の要保護者などのテーマ別のケース会議、また「民生児童委員協議会」や「生活支援コーディネーターの情報交換会」など幅広く地域の課題について情報交換を行う場などが設けられています。

今後、複雑化・複合化する課題に対応していくためには、まずは困りごとを抱えている人についての情報を、住民や関係機関、民間企業等などを通じて、行政がきちんと把握できる環境をつくる必要があります。さらに、把握できた情報に対して、分野横断的に情報の交換・対応の検討を図る場と、専門性を活かして具体的に対応を検討する場の役割分担をしながら、関係機関及び行政が効率的な運用を図る必要があります。効率的な運用のためには、保健福祉部門だけでなく、雇用や農業、教育など異分野との連携も必要です。

### ②目指す姿

- 1) 困りごとを抱えている人に気づいた住民からの情報を把握することができる
- 2) 困りごとを抱えている人を関係機関で把握できており、困りごとに応じて適切な専門機関が対応することができる
- 3) 関係機関や行政内部において機関間・部署間を越えて連携して困りごとを抱えている人に対応できる

### ③施策の方向性

#### 1) 小さな変化を捉えられる仕組みづくり

困りごとを持つ周囲の人に気づいた住民や民間企業等がその人に対する支援を行うには限界があります。住民が周囲の小さな変化や気づきを民生児童委員や行政の窓口にも上手く伝えることができると、困りごとが深刻化する前に関係機関や行政が対応を検討することができます。

また、行政や関係機関も情報を待つだけでなく、地域の活動に出向くなど住民とのつながりを持ちながら、困りごとを持つ人の情報を早期に把握することが必要です。

#### <主な取組>

- ・周囲の小さな変化を民生児童委員や行政の窓口にも伝えやすい環境づくり

- (窓口の明確化や話しやすい雰囲気づくりなど)
- ・ 早期発見が地域の課題解決につながった事例など好事例の周知
  - ・ 認知症高齢者等のための SOS ネットワークへの民間企業等の参加者拡充
  - ・ 行政や関係機関が自治会活動や地域でのイベント参加を通じ、地域の情報を把握する仕組みの検討

## 2) 多機関の情報共有の仕組みづくり

住民の困りごとに対応していくためには、関係者間で情報を共有し、適切な対応を行っていく必要があります。

現在、高齢者支援に関わる「地域ケア会議」や障がい者支援の「自立支援協議会」、子どもや高齢者等の要保護者などのテーマ別のケース会議、また「民生児童委員協議会」や「生活支援コーディネーターの情報交換会」、更には「農業担い手育成プロジェクト協議会」など幅広く地域の課題について情報交換を行う場などが設けられています。

今後、複雑化・複合化する課題に対応していくため、分野横断的に情報の交換・対応の検討を図る場が必要です。行政内の対応する部署も複数にまたがる場合が増えているので、必要に応じ柔軟に複数部署で連携協議できる体制づくりを進めていきます。

### <主な取組>

- ・ 既存のテーマ別ケース会議等の継続的实施
- ・ 地域の多様な関係者によるプラットフォーム設置の検討（多機関協働の中核）
- ・ 自治会、民生・児童委員、ボランティアグループと連携した小地域ネットワーク形成
- ・ 町内外の医療機関との連携を強化し、相談体制を充実
- ・ 子ども発達支援センターとの連携、斜里地域子ども通園センターとの連携
- ・ 生活支援コーディネーターによる情報交換会の実施
- ・ 地域生活支援拠点・基幹相談支援センターの設置
- ・ 複数部署にまたがる課題に対し庁内協議できる場の整備

### (3) 住民の課題解決に向けたサポート・選択肢の充実【解決する】

#### ①現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、支援が必要になった時に、安心して介護や福祉等のサービスを利用できる環境が必要です。これまでも本町では、介護サービスや障がい福祉サービスなどの事業を行い、だれもが地域の中で安心して暮らしていける体制の整備を進めてきました。

しかしながら今後は、生活困窮者や引きこもりなど複雑化・複合化した課題や新たな課題など分野横断的な取組の実施が求められています。

住民の課題解決に向けて一人ひとりに応じたきめ細かなサポートを行っていくためには、行政だけの力では実現できません。支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築していくことが必要です。

#### ②目指す姿

- 1) 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、住民みんなが心身ともに健康である
- 2) 既存の地域資源を活かしつつ、小さな不便を解消していくことができる
- 3) 災害等が起きた時にも、慌てることのない準備ができています
- 4) 地域を支える担い手が活躍できる環境がある

#### ③施策の方向性

##### 1) 予防に向けた健康づくり活動の実践

健康な心と体は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための基本となります。健康づくりの機会の提供と参加率の向上に努めます。

##### <主な取組>

- ・生活習慣病に関する知識の普及・啓発、健診受診率の向上
- ・健康管理システムによる住民の健康づくり活動への支援
- ・フレイル（虚弱）及び認知症予防対策の充実
- ・生涯学習の場を通じた生活習慣の改善や運動不足の解消、日常の運動習慣の定着

## 2) 就労機会の提供等による活躍の場の設置

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、就労の機会などを通じて社会と関わりを持ちながら、地域の中で役割を持ち暮らすことが重要です。そのため、障がい者や高齢者などの就労の場を関係機関が中心となりながら、住民や民間企業等とともに作ります。

例えば、就労支援事業所エゾモモンガでは、就労を目指す人を幅広く支援する受け皿となり、障がい者だけでなく、ニート・引きこもりの人、生活保護受給者等も対象に就労支援を行っています。また、再犯防止推進の重点課題の一つである就労訓練の場としても活用できると考えています。

### <主な取組>

- ・障がい者や高齢者の就労支援、雇用促進
- ・障がい者就業・生活支援センター及び障がい者就労支援事業所の活用
- ・生きづらさを抱えている方に対する地域社会との結びつけ
- ・再犯防止推進につながる就労訓練の場の検討

## 3) 利用しやすさ・移動しやすさの確保

誰もが自立して地域で暮らし続けるためには、住民が不便を感じる場所や物を改善していく必要があります。これら続けることで誰もが使いやすいものになり、この考え方がユニバーサル・デザインです。

特にニーズがあるのが、車を持たない住民の移動手段の確保です。高齢者が免許返納後に出かける頻度が減らないよう気軽に安心して外出できるための支援・環境づくりが求められます。

### <主な取組>

- ・ユニバーサル・デザインで誰もが使いやすい公共施設の整備
- ・高齢者等タクシー利用給付事業、バス利用など足の確保の検討

#### 4) 産み育てる環境の充実

子育て期にある世代が、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の実現を目指します。そのために、子育て世代包括支援センターの設置による相談サポート体制の充実や保育施設の改善、一時預かり、病児・病後児保育の検討など生まれる前から切れ目のない子育て支援を進めます。

##### <主な取組>

- ・ 保育施設の整備・充実
- ・ 一時預かり、病児・病後児保育の検討
- ・ 子育て世代包括支援センターの設置

#### 5) 災害への備え

地域で安全・安心に暮らしていくためには、災害等が発生したときに安全に避難できるということは重要です。本町では「小清水町地域防災計画」を策定し、防災への取組を進めています。地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、災害から避難行動要配慮者を守るとともに、日ごろからの防災対策を充実させます。

##### <主な取組>

- ・ 避難行動要支援者の把握と名簿作成を引き続き実施
- ・ 避難支援に携わる関係者への適切な方法による避難行動要配慮者名簿の提供
- ・ 住民による避難行動要配慮者も含めた防災訓練などの実施

#### 6) 権利擁護の取組

判断能力が不十分な認知症高齢者や障がいのある方などの権利を守り、安心した日常生活が送れるようにするためには、地域の中で権利意識を持ち、判断能力が不十分な人たちを支える仕組みを持つことが必要です。そのため成年後見制度の普及・啓発を進めます。また、権利擁護を実際に行っていくための専門的助言等の支援確保や、協議会の事務局など地域連携ネットワーク構築に当たり、広域での対応について検討を行います。

##### <主な取組>

- ・ 成年後見制度の普及・啓発の推進
- ・ 成年後見制度活用に関する相談支援
- ・ 広域での権利擁護中核機関設置の検討

## 7) 新しい課題への対応

複雑化・複合化していく地域課題に対応していくためには、課題に応じた実践を積み上げていく必要があります。地域課題の解決はすべてを関係機関や行政だけの手で行うことはできません。本町の住民一人ひとりができることを少しずつ行うことが必要となります。行政や関係機関は実践を支える新たな取組方法の情報を収集します。また、住民の発意による活動を支える仕組みを検討していきます。

### <主な取組>

- ・他地域での先進事例に係る情報収集
- ・生活支援コーディネーターの取組支援
- ・住民発意の活動の立ち上げを支える仕組みの検討
- ・ウィズコロナ及びアフターコロナ状況下を見据えた取組のあり方の検討
- ・支え合い創出による「福祉でまちづくり」の再構築

## 第4章 計画の推進について

### 1. 推進体制

地域福祉の推進は、行政だけでなく、関係機関や住民・事業者との協働によって実現します。それぞれが役割を担いながら計画を推進することが必要です。

図表 17 計画の推進における役割

	【気づく】	【共有する】	【解決する】
住民	・ 普段の関わりの中で周りの住民の変化や困りごとに気づく	・ 困りごとを抱えている人に気づいたら関係機関や窓口につなぐ	・ 困りごとや課題に対応する受け皿となる活動に参加する。
関係機関	・ 日々の業務の中で住民や地域の困りごとや課題に意識を向ける	・ 把握された住民や地域の困りごとについて、その内容を把握し、対応を検討する	・ 困りごとや課題に対応する受け皿となる。
民間企業等	・ 日々の業務の中で住民や地域の困りごとや課題に意識を向ける	・ 困りごとを抱えている人に気づいたら関係機関や窓口につなぐ ・ 把握された住民や地域の困りごとに自組織がどう関われるかを検討する	・ 困りごとや課題に対応する受け皿となる。
行政	・ 住民や地域の困りごとや課題を把握する	・ 把握された住民や地域の困りごとについて、どういった体制で対応していくか、全体をコーディネートする	・ 行政主体で取り組む困りごとや課題に対応する受け皿・選択肢を整備する

### 2. 計画の進行管理・評価

施策内容に含まれる事業については、所管部局から報告を受けて進捗状況を確認した上で、今後の推進展開のあり方を検討します。

また本計画は、5年ごとに見直すこととし、小清水町地域福祉計画審議会に現計画の達成状況等を報告し、評価・意見をいただきながら計画を検証していきます。

## 参考資料

### 1. 小清水町地域福祉計画審議会名簿

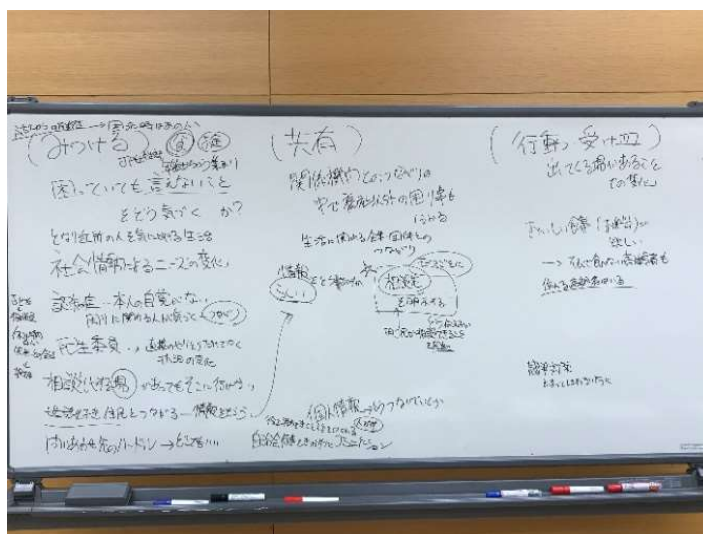
任期：令和2年9月29日～令和3年3月31日

所 属	氏 名
小清水町自治会連合会 会長	長田 正人
小清水町社会福祉協議会 会長	由井 崇
小清水町民生児童委員協議会 会長	馬淵 一
小清水赤十字訪問看護ステーション 管理者	中田 稚子
こしみず親の会「ともに歩む会」 会長	井上 美穂
小清水小学校 校長	可児 隆洋
小清水中学校 校長	大崎 禎浩
小清水幼稚園 園長	十河真理子
小清水町農業協同組合 営農部長	渡部 徳智
小清水町商工会 会長	橋 芳和



## 2. 審議会での検討経過

<p>第1回 (2020年9月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村地域福祉計画の概要説明</li> <li>・会長選出</li> <li>・本町における地域福祉における課題について</li> <li>・計画策定手順の確認</li> <li>・「小清水町の状況」に係る意見交換</li> </ul>
<p>第2回 (2020年11月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画の基本的考え方(案)について</li> <li>・「計画の骨子」に係る意見交換</li> </ul>
<p>第3回 (2021年2月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小清水町地域福祉計画(素案)に対する意見交換</li> </ul>



### 3. 諮問書

令和2年9月29日

小清水町地域福祉計画審議会  
会長 馬 洵 一 様

小清水町長 久保 弘志

#### 第1次小清水町地域福祉計画（案）に関する諮問について

小清水町における地域福祉の推進を図るため、第1次小清水町地域福祉計画（案）について、貴審議会に諮問いたします。

#### 記

計画期間 令和3年度から令和7年度

計画内容 地域生活課題に基づいて、その解決のために必要な施策の内容を明らかにする。

#### 4. 答申書

令和3年2月16日

小清水町長 久保弘志 様

小清水町地域福祉計画審議会  
会長 馬淵 一

##### 第1次小清水町地域福祉計画（案）の答申について

令和2年9月29日付けで諮問のありました第1次小清水町地域福祉計画（案）について、住民の目線に立ち慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおりまとめましたので答申いたします。

この計画の推進にあたっては、基本理念に掲げた「住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり」の実現に向けて、住民皆が差別や偏見をなくし、ハンディキャップなどを支え合う仕組みづくりに、行政、地域住民、関係機関、事業者などが協働してあたられることを切に望みます。